

平成30年豪雪農業緊急資金貸付のご案内 (貸付限度額3,000万円)

●資金の目的

平成30年豪雪により大規模な被害を受けた農業者の皆様の農業経営の維持回復を図るため、経営再建のために必要な資金（肥料・農薬等の購入費、農業用施設等の購入・修繕費等）に対し、貸付を行います。

●借入者の資格、貸付条件

平成30年豪雪（平成30年1月12日から2月13日までの降雪）により 500万円を超える被害を受け、次に掲げる要件のいずれかを満たす農業者等（農業協同組合の長または市町長の被災証明が必要です。）

資金用途 ^{※1}		貸付限度額	貸付金利	償還期間
減収量が平年収穫量の30%以上であり、かつ、損失額が平年農業総収入額の10%以上である農業者等	種苗・肥料・農薬等の購入費	3,000万円 (損失額以下)	当初5年間 無利子 (1.10% ^{※2})	10年以内 (うち据置2年以内)
農業用施設等に被害を受けた農業者等	農業用施設等の購入・設置・修繕・撤去費			

※1 借入申込後に購入や撤去等を行うものが対象です。ハウスの撤去と再整備等、資金用途の異なる場合は、農業経営支援資金（災害資金）と併用することができます。

※2 平成30年3月16日時点の金利です。貸付当初5年間は県の利子補給により無利子、6年目以降は有利子となります。

●保証料

福井県農業信用基金協会の保証を受ける場合^{※3}には、県が保証料を全額負担することにより、借入者の保証料負担はありません。

※3 福井県農業信用基金協会と債務保証契約を締結している融資機関での借り入れの場合に限ります。条件変更等により保証料の追加が発生した場合、追加分については借入者の負担となります。

●申請窓口機関

県と利子補給契約を締結している融資機関

●受付期間

平成30年4月2日（月）～平成30年8月31日（金）

●お問い合わせは、お近くの被災農家相談窓口

申請窓口機関、市町農政担当課、農林総合事務所（嶺南振興局）農業経営支援部・課へ